

## 旅券法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

平成23年8月17日  
外務省旅券課

平成23年6月17日付けで、旅券法施行規則の一部を改正する省令案に関するご意見の募集を行いましたところ、結果は以下のとおりです。

### 1 意見募集対象

旅券法施行規則の一部を改正する省令案

### 2 意見募集期間等

#### (1) 意見募集期間

平成23年6月17日から7月17日まで

#### (2) 募集方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページへの掲載等により周知を図り、電子メール、郵送、およびFAXによりご意見を募集しました。

### 3 提出意見数：1件

### 4 提出された意見と意見に対する回答

別紙参照。

旅券法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集結果  
(意見概要と回答)

項番	意見概要	回答
1	<p>別表2の3. について、「(髪を含む。)」を削るだけでは、髪等を含むのか否かが不明確となり、妥当でない。「縁なしで上記図面の各寸法を満たしたもの(顔の寸法は頭頂から顎まで(髪、布等による頭部の覆い及びひげを除く。))」とするべき。</p>	<p>一般的に頭頂から顎までとは、ひげや髪を含まないと解釈されますが、申請写真においては顔の寸法が重要であり、頭頂位置＝髪の上部位置と解釈される場合(髪を含んでも顔の寸法に影響の無い)、髪は含まれていても問題がないと考えます(明確な頭頂と髪の境を判断するのは困難)。また、頭髪のボリュームが大きく、髪が顔の寸法に影響をあたえる場合、頭頂位置を推測により判断(「両眼の中心から頭頂までの距離」は「両眼の中心から顎までの距離」と等しいとみなす)するよう、外務省ホームページや「旅券用申請写真についてのお知らせ」等により説明を行っています。</p> <p>よって、あらためて補足説明はせず「顔の寸法は頭頂から顎まで」とさせていただきます。</p>